

保健税率の新旧対照表

【医療給付分】

	旧 (14年度)	新 (15年度)
所得割	5.8%	→ 7.9%
資産割	60.0%	→ 62.0%
人数割	20,000円	→ 21,000円
世帯割	43,400円	→ 42,000円
限度額	530,000円	(変更なし)

【介護保険分】 第2号被保険者 (40歳以上～64歳以下の方)

	旧 (14年度)	新 (15年度)
所得割	0.85%	→ 1.20%
資産割	10.70%	→ 12.00%
人数割	5,500円	→ 5,000円
世帯割	4,000円	→ 5,000円
限度額	70,000円	80,000円

〔国民健康保険税と一括徴収〕

六月は国民健康保険税の第一期分の納期ですが、国民健康保険税医療給付分、介護保険の負担割合の平準化のため国保税が改定されます。国民健康保険税医療給付分の平準化とは、応能割(所得割と資産割をたしたもの)と応益割(人数割と世帯割をたしたもの)の比率を最終的に、50対50にするものです。現在は、およそ応能割55対、応益割45になっています。今回の改定で、これをおよそ54対46にするものです。

国民健康保険税率が 改定されます！



子どもたちの未来のためにも国保税はしっかり納入しましょう

国民健康保険税の軽減制度

◎軽減は、いずれも所得の申告をしている人が対象になります。
《世帯主とその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額が、》

「33万円」以下の場合	7割軽減
「33万円を超え、33万円+24万5千円×被保険者数(世帯主を除く)」以下の場合	5割軽減
「33万円を超え、33万円+35万円×被保険者数」以下の場合	2割軽減

保険税(税額)の決め方

その年に予想される医療費の総額を計算し、医療費の中の「保険税」分がまかなえるように、次の項目に割り振って計算します。

- 1 所得割 世帯の前年度の所得に応じて計算します (平成15年度：7.9%)
- 2 資産割 世帯の資産(固定資産)に応じて計算します (平成15年度：62.0%)
- 3 均等割 世帯の加入者数に応じて計算します (平成15年度：1人あたり21,000円)
- 4 平等割 1世帯にいくらかと計算します (平成15年度：1世帯あたり42,000円)

国保税の軽減制度 2割軽減の方、申請書必要です

所得割、資産割、人数割、世帯割(注・保険税(税額)の決め方)の合計が一年間に納める税額になります。そのうちの、人数割と世帯割の部分が軽減の対象になります。(二割軽減については軽減

申請書が必要になります。対象者には、国保税の納付書と一緒に郵送します。提出期限は六月二日です。役場税務課(☎35-2112)までお願いします。

私たちは国保で 安心な医療が受けられます

すこやかに安心して暮らしていくことは、わたしたちみんなの願いです。しかし、自分や家族が病気にかかったときには多額の医療費が必要に

なります。こんなとき、安心して医療を受けられるように、医療費を負担してくれるのが国民健康保険(国保)です。

**保険税は
被保険者となった月から!**

保険税を納めるのは、加入の届出をしたときからではありません。届出が遅れた場合、さかのぼって納めることになります。